明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（経済産業六〇）　一

〔告　示〕

○債務救済措置（債務繰延方式）に関する日本国政府とアルゼンチン共和国政府との間の三の書簡の交換に関する件（外務二八六）　六

○輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物の一部を改正する件（経済産業一六一）　一〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一〇

特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本放送協会落札、企業年金基金変更、型式適合認定関係　三五

地方公共団体
行旅死亡人関係　四〇

会社その他
会社決算公告　四三

省　令

○経済産業省令第六十号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月十一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号ロ（二）中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ（二）1中「断面積が二・五四平方メートル」を「外径が一・八メートル」に改め、同条第十四号ホ（四）中「ウオーム」を「ウォーム」に改める。

第二条第二項第四号中「断面積が〇・〇〇七八五平方メートル」を「内径が〇・一メートル」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第七号を次のように改める。

七　弁又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　呼び径が一〇A超の弁又はその部分品として設計されたケーシング若しくはケーシングライナーであって、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

（一）　ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金

（二）　ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金

（三）　ふっ素重合体

（四）　ガラス

（五）　タンタル又はタンタル合金

（六）　チタン又はチタン合金

（七）　ジルコニウム又はジルコニウム合金

（八）　ニオブ又はニオブ合金

（九）　セラミックであって、次のいずれかに該当するもの

1　炭化けい素の含有量が全重量の八〇パーセント以上のもの

2　酸化アルミニウムの含有量が全重量の九九・九パーセント以上のもの

3　酸化ジルコニウム

ロ　呼び径が二五A以上一〇〇A以下の弁であって、次の全てに該当するもの（イに該当するものを除く。）

（一）　閉止部分以外のケーシング又はケーシングライナーのうち、内容物と接触する全ての部分がイ（一）から（九）までで定めたいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

（二）　閉止部分が交換可能なように設計されたもの